

唐津市公告

唐津市成功報酬型企業誘致業務に係る媒介事業者公募手続開始の
公告について

一般媒介契約方式により事業者を公募するので、次のとおり公告する。

なお、公募に関し必要な事項は、別紙唐津市成功報酬型企業誘致業務仕様書及び
唐津市成功報酬型企業誘致業務実施要領のとおりとする。

令和6年7月8日

唐津市長 峰 達 郎



1 業務概要

(1) 業務名 唐津市成功報酬型企業誘致業務

(2) 業務の目的

土地開発公社が所有する工業団地の売買に係る媒介契約を、宅地建物取引
業者や信託銀行等と締結し、工業団地の分譲実現を図るもの

(3) 業務内容

市が本制度の対象として指定する唐津市土地開発公社（以下「公社」とい
う。）が所有する工業団地に係る誘致対象企業の探索及び公社と誘致対象企業
が売買契約を締結するに至るまでの交渉に関する一切の業務及びその付帯業務

(4) 契約期間

契約締結の日から3か月間

2 応募資格

応募できる者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する事業者とする。

ア 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受
けて宅地建物取引業を営む者。

イ 銀行法（昭和56年法律第59号）第4条第1項に規定する免許を現に
保有し、かつ、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法
律第43号）第1条第1項に規定する認可を受けている金融機関で、かつ
法第77条以下に規定する国土交通大臣あての届出を行っている者。

3 欠格条件

- (1) 適用申込書の提出日から過去5年以内に宅地建物取引業法第65条に定める指示又は業務の停止を受けている者。
- (2) 暴力団（唐津市暴力団排除条例（平成24年条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員等（唐津市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している者。
- (3) その他、市が媒介事業者として不適切と判断した者。

4 審査方法

応募者から提出された書類により審査を行い、資格の有無について審査するものとする。

5 結果の通知

審査の結果については、書面にて通知する。

6 手続等

(1) 事務局

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号

唐津市 経済部 企業立地課

電話番号 0955-72-9208

ファックス番号 0955-72-9203

電子メール kigyou-ricchi@city.karatsu.lg.jp

唐津市ホームページ <http://www.city.karatsu.lg.jp>

(2) 本業務に係る書類等の取得

ア 取得方法

本業務に係る書類等は、唐津市ホームページにおいてダウンロードすること。

イ 取得開始

令和6年7月8日（月）から

(3) 申込書等の受付

ア 受付期間

令和6年7月8日（月）から令和7年3月31日（月）

イ 提出方法

事務局へ持参又は郵送

（持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時00分から
午後5時00分まで、郵送の場合は当日必着）

ウ 提出部数

1部